

○都留市高齢者継続雇用奨励金支給要綱

(平成18年5月31日告示第45号)

都留市高齢者雇用奨励金支給要綱(昭和57年都留市告示第26号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に居住する高齢者の雇用を促進するため、当該高齢者を継続雇用する事業主に対し奨励金を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 65歳以上の者をいう。
- (2) 常用雇用 雇用日数が1月について16日以上かつ1日8時間を限度に延べ128時間以上の雇用をいう。
- (3) 継続雇用 1年以上継続して常用雇用するものをいう。

(支給対象の事業主)

第3条 奨励金は、高齢者を継続雇用した市内に事業所(国及び地方公共団体を除く。)を置く事業主に対して支給する。ただし、次に掲げる場合は、支給しない。

- (1) 事業主と継続雇用される高齢者が配偶者又は同居の親族であるとき。
- (2) 事業所を退職した高齢者を引き続き継続雇用したとき。
- (3) 同一の事業所において、奨励金の支給の対象となった高齢者を再度雇用したとき。
- (4) 常用雇用した高齢者に関し厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による資格取得の届出がないとき(同法第6条の適用事業所に限る。)

(支給額)

第4条 奨励金の支給額は、継続雇用した高齢者1人につき12万円とする。

(雇用の届出)

第5条 奨励金の支給を受けようとする事業主は、高齢者を常用雇用したときは、その都度、高齢者常用雇用届出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 常用雇用した高齢者に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し(従業員が5人未満の事業所を除く。)
- (2) 雇用契約書の写し

(支給の申請)

第6条 事業主は、前条の規定により届け出た高齢者の雇用が1年を経過したときは、都留市高齢者継続雇用奨励金支給申請書(様式第2号)に当該高齢者の出勤表、タイムカードその他継続雇用を確認できる書類の写しを添付して、市長に提出するものとする。

(申請書の受理及び支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る事業所の所在地、記載の内容等を審査し、奨励金の支給を決定するものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、奨励金の支給を決定したときは、都留市高齢者継続雇用奨励金支給決定通知書(様式第3号)により申請をした事業主に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、奨励金の支給を受けた事業主が、偽りその他不正行為により奨励金の支給を受けたときは、奨励金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の都留市高齢者雇用奨励金支給要綱第4条の規定により行われた支給申請の手続は、改正後の第5条及び第6条の規定により行われたものとみなす。

様式第1号(第5条関係)

高齢者常用雇用届出書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

都留市高齢者継続雇用奨励金支給申請書

[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

都留市高齢者継続雇用奨励金支給決定通知書

[別紙参照]